第2章 第一種事業の目的及び内容

1. 事業の目的

札幌市は、創建約 140 年にして、今や人口約 190 万人を擁する大都市へ成長し都市基盤も着実に整備が進められ、北海道の政治・経済・文化の中枢的な役割を果たしている。過去においては、都市の成長とともに人口の増加が続き、経済社会活動や生活様式の変化と相まって、排出されるごみも膨大な量に達した。市が受け入れるごみ量は、昭和 62 年度に初めて 100 万トンを超え、平成 3 年度には 118 万トンのピークを迎えた。

現在は、「スリムシティさっぽろ計画(改定版)²⁾」を策定し、平成 29 年度における 1人 1日当たりの廃棄ごみ量を、政令市トップとなる 380 グラムにするなど、高い目標を掲げ、ごみ減量・リサイクルをより一層推進するよう努めている。

市内に3箇所ある清掃工場は、焼却処理による廃棄ごみの減容化と埋立処分量の減少を目的として、今後も安定的に運営していく必要があることから、計画的な整備を行い、安定的かつ効率的な廃棄物処理システムの構築に努める方針である。

本事業は、これらの方針に合わせて、市内から排出される一般廃棄物を対象とした 焼却施設、資源化機能を含めた破砕施設等の複合的な廃棄物処理施設の併設とともに、 エネルギー供給拠点としての役割も見据えた、駒岡清掃工場の更新を目的としている。 駒岡清掃工場については、昭和60年に竣工し、3清掃工場の中で最も稼働期間が長 く、計画的に整備を実施しても、全体的な老朽化は避けられないことから、更新が必 要な状況となっている。

更新においては、ごみ減量施策の効果も見込んだ将来的な廃棄ごみ量、今後想定される発寒清掃工場、白石清掃工場の老朽化に伴う処理能力の低下や定期整備による一時的焼却能力低下を踏まえた施設規模の設定を行い、安定的な焼却処理体制を確保する必要がある。また、高効率なエネルギー回収能力設備の導入による廃棄物発電、余熱利用の推進などを勘案し、更新計画の策定を進めている。

2. 事業の名称及び種類

事業の名称: 札幌市駒岡清掃工場更新事業

事業の種類: 札幌市環境影響評価条例第2条第2項第6号に掲げる第一種事業

『その他の一般廃棄物処理施設』の新設

3. 事業の実施想定区域の位置・規模

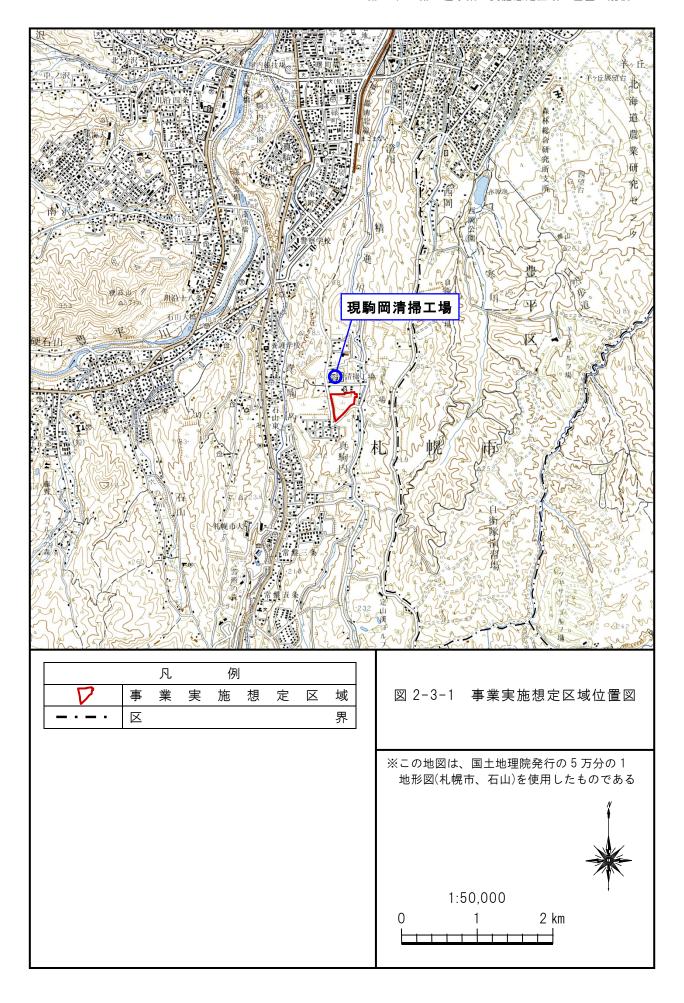
事業の実施想定区域(以下「事業実施想定区域」という。)の位置・規模の概要を表 2-3-1 に、その位置を図 2-3-1 に示す。

事業実施想定区域は、札幌市市街部にある札幌市役所から南方向に約 10km の南区 真駒内に位置しており、現在稼働中である札幌市の一般廃棄物処理施設「駒岡清掃工 場」の隣接地である。

新設する焼却施設の規模は、「現駒岡清掃工場」と同等の600 t/日とする。

表 2-3-1 事業実施想定区域の位置・規模の概要

項目	概 要
事業実施想定区域の位置	札幌市南区真駒内129番地3ほか (図2-3-1事業実施想定区域位置図 参照)
施設の規模	600 t /日



4. 事業の内容

(1) 事業において処分する廃棄物の種類

一般廃棄物(燃やせるごみ、大型ごみ、地域清掃ごみ、許可事業者搬入ごみ、 自己搬入ごみ)

産業廃棄物(木くず、紙くず、繊維くず)

(2) 事業の背景・経緯

ア 札幌市廃棄物処理施設におけるごみ処理の現状

札幌市の主な廃棄物処理施設を表 2-4-1 に、また、それらの施設の位置を図 2-4-1 に示す。

札幌市が処理するごみのうち、燃やせるごみについては、市内の清掃工場(発寒・ 駒岡・白石)で焼却し、燃やせないごみや焼却残さ等については、最終処分場(山本・ 山口)で埋立処分を行っている。また、燃やせないごみの一部については、減容化を 図るため破砕処理を行っている。

大型ごみは、破砕施設(発寒・篠路・駒岡)で破砕した後、清掃工場及び最終処分場にて処理している。びん・缶・ペットボトルは資源選別センター(駒岡、中沼)で選別し、容器包装プラスチックについては、中沼プラスチック選別センターで選別、圧縮梱包等の処理を行い、再商品化事業者へ引き渡し、リサイクルを行っている。

平成 21 年 7 月からの新分別区分である枝・葉・草は、山本処理場で堆肥化に向けた試験運用を行っており、雑がみについては、中沼雑がみ選別センターで選別、 圧縮梱包等の処理を行い、民間事業者によって再生紙へ資源化し、残さは、篠路ごみ資源化工場にて固形燃料としてリサイクルしている。

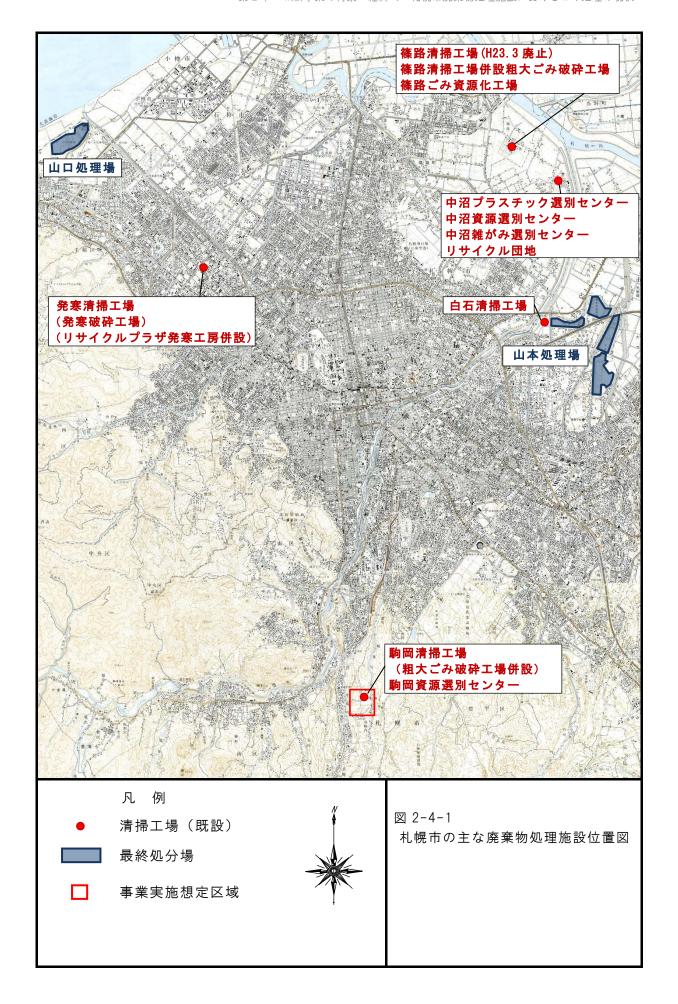
表 2-4-1 札幌市の主な廃棄物処理施設 3) 4) 5)

名称 種別	発寒清掃工場	駒岡清掃工場	白石清掃工場	篠路清掃工場 (H23.3 廃止)
所在地	西区発寒 15 条 14 丁目 1-1	南区真駒内 602	白石区東米里 2170-1	北区篠路町福移 153
敷地面積(m²)	23,896	59,430	100,564	169,635
建築面積(m²)	6,853	7,182	16,839	2,723
竣工年月	平成4年11月	昭和60年11月	平成 14 年 11 月	昭和 55 年 12 月
設計施工	三菱重工業㈱	(株)タクマ	(株)タクマ	(株)タクマ
施設規模(t/24h)	600(300t×2炉)	600(300t×2炉)	900(300t×3炉)	600(300t×2炉)
炉 形 式	全連続燃焼式	全連続燃焼式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
燃 焼 形 式	ストーカ式	ストーカ式	焼却炉:ストーカ式 (灰溶融炉 H26 年廃止)	ストーカ式
燃焼ガス冷却方式	排熱ボイラ式	排熱ボイラ式	排熱ボイラ式	排熱ボイラ式
発電出力(kW)	4,960	4,960	30,000	4,800
		施設設備		
ごみピット容量(m³)	7,000	7,000	16,000	7,000
排ガス処理設備	バグフィルタ 塩化水素ガス除去装置	バグフィルタ 塩化水素ガス除去装置	バグフィルタ 塩化水素ガス除去装置	バグフィルタ 塩化水素ガス除去装置
余熱利用設備	発電 融雪層	発電 場外余熱供給	発電	発電
灰固形化設備	キレート処理	キレート処理	キレート処理	キレート処理
煙突高さ(m)	100	100	90	100

名称 種別	発寒破砕工場 (リサイクル工房併設)	篠路清掃工場併設 粗大ごみ破砕工場	駒岡清掃工場併設 粗大ごみ破砕工場
所在地	西区発寒 15 条 14 丁目 1-1	篠路清掃工場敷地内	 駒岡清掃工場敷地内
敷地面積(m²)	12,214	保险俱饰工物敖地的	尚可回7月7世上7多5以1079
建築面積(m²)	6,423	2,723	7,721
竣工年月	平成 10 年 10 月	昭和 55 年 12 月	昭和61年2月
	150t/5 h	150t/5 h	200t/5 h
施設規模	回転 100t/5h×1基	回転 100t/5h×1基	回転 50t/5h×1基
	剪断 50t/5h×1基	剪断 50t/5h×1基	剪断 75t/5h×2基

名称 種別	中沼 プラスチック 選別センター	中沼資源 選別センター	中沼雑がみ 選別センター	駒岡資源 選別センター	篠路ごみ 資源化工場
所在地	東区中沼町 45-11	東区中沼町 45-24	東区中沼町 45-19	南区真駒内 129-30	篠路清掃工場 敷地内
	札幌:	市リサイクル団地内		129-30	为X →巴 Y Y
施設規模(t/日)	82.6	110	85	77	200
竣工年月	平成 21 年 7 月	平成10年9月	平成21年7月	平成10年9月	平成2年3月

- 3) 札幌市環境局環境事業部「平成 26 年度 清掃事業概要」(平成 27 年 1 月)
- 4) 一般社団法人札幌環境事業公社ホームページ「事業案内」
- 5) 札幌市環境局環境事業部ホームページ「清掃事業の概要 施設マップ」



イ ごみ処理量の推移

札幌市におけるごみ処理量の推移を、図 2-4-2 に示す。

札幌市が処理したごみ量は、平成 16 年度以降年々減少し、平成 22~24 年度はほぼ横ばいとなっていたが、平成 25 年度は微増の約 62 万トン/年となっている。このうち家庭ごみは約 41 万トン/年、事業ごみは約 22 万トン/年であった。

平成21年7月以降、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集を含む「新ごみルール」を実施するなど、さまざまな施策と市民の協力のもと、ごみ排出量は減少している。

市民1人1日当たりの家庭から排出される廃棄ごみも、平成16年度以降年々減少していたが、平成22年度以降はほぼ横ばいとなっており、平成25年度は419g/人・日となっている。

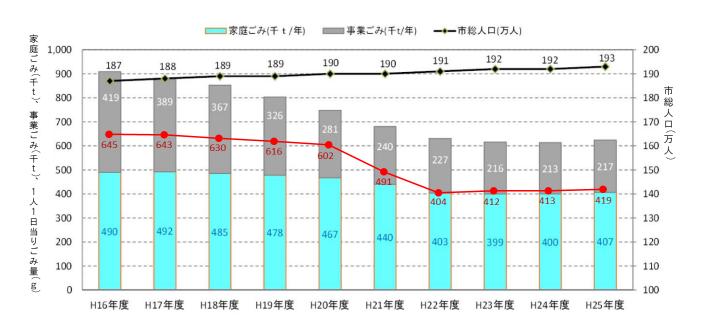


図 2-4-2 札幌市におけるごみ処理量 ⁶⁾

6) 札幌市環境局環境事業部「札幌市一般廃棄物処理基本計画スリムシティさっぽろ計画 年次報告書 (平成25年度版)」(平成26年9月) 札幌市の平成25年度のごみ処理実績を、表2-4-2に示す。

平成 25 年度の処理量は 624, 075 トンであり、このうち家庭ごみは 406, 641 トン、 事業ごみは 217, 435 トンとなっている。

処理方法は、資源化、焼却・破砕、埋立処理に大別され、「びん・缶・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「雑がみ」などの資源化量が 123,549 トン、「燃やせるごみ」「大型ごみ」などの焼却・破砕量が 444,378 トン、「燃やせないごみ」、焼却後の残さなどの埋立処理が 104,344 トンとなっている。

図 2-4-2 に示すように平成 22 年度以降のごみ排出量はほぼ横ばい状態である。

表 2-4-2 札幌市におけるごみ処理の実績 6) 7)

(単位: t)

項目		処 理 量	
	項 目	平成 16 年度	平成 25 年度
ľ	① 家庭ごみ排出量	489,719	406,641
み	② 事業ごみ排出量	416,655	217,435
	③ 市外からの搬入	2,146	
量	④ 処理量計(①+②+③)	908,520	624,075
⑤ 資	原化量	84,920	123,549
中間	⑥ 焼却·破砕	701,614	444,378
処理	⑦ 埋立前処理*1	11,408	7,452
⑧ 埋立量		110,578	48,695
⑨ 処理残さ(焼却灰等)**2		114,881	55,649
⑩ 埋立量合計(⑧+⑨)		221,707 ^{**3}	104,344

※1:埋立前処理とは、燃やせないごみを減容化するために行う破砕処理

2:資源化処理、焼却・破砕処理、埋立前処理により生じた残渣の合計

3:平成16年度の埋立量の合計は資源回収等(3,752t)を除く。

⁶⁾ 札幌市環境局環境事業部「札幌市一般廃棄物処理基本計画スリムシティさっぽろ計画 年次報告書 (平成 25 年度版)」(平成 26 年 9 月)

⁷⁾ 札幌市環境局「さっぽろごみプラン 21 年次報告書〈平成 16 年度版〉」(平成 17 年 7 月)

ウ ごみ減量の取り組み

札幌市一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」¹⁾ を平成 20 年 3 月 に策定し、市民・事業者・札幌市の協働によるごみの減量に取り組んできた。

平成 21 年 7 月の「新ごみルール」開始後、焼却ごみの大幅な減量に成功したことから、老朽化していた篠路清掃工場を廃止した。ごみ減量・リサイクルをさらに推進するとともに、計画策定時から変化した状況等に対応するため、平成 26 年 3 月に札幌市一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画(改定版)」²⁾を策定した。

「スリムシティさっぽろ計画(改定版)」において、市民・事業者・行政が目標を共有してごみの発生抑制、資源化の取り組みを進めていくために、ごみ量管理目標として、平成29年度を目標年次とした以下の6点の目標を掲げている。

○ ごみ量管理目標

・廃 棄 ご み 全 体 の :平成 24 年度実績に比べて 3.0 万トン以上減量する。 減 量 目 標

・家庭から出る廃棄:平成24年度の413g/人日に対し380g/人日以下に減量する。 ごみ量の減量目標

・家庭から出る生ごみ : 平成 24 年度実績に比べて 1.0 万トン以上減量する。 量 の 減 量 目 標

・ リ サ イ ク ル 目 標 :平成 24 年度の 27%に対し 30%以上に引き上げる。

・焼却ごみ量の減量目標 : 平成 24 年度実績に比べて 2.8 万トン以上減量する。

・ 埋立処分量の減量目標 : 平成 24 年度実績に比べて 2.0 万トン以上減量する。

¹⁾ 札幌市環境局環境事業部「札幌市一般廃棄物処理基本計画スリムシティさっぽろ計画」(平成20年3月)

²⁾ 札幌市環境局環境事業部「札幌市一般廃棄物処理基本計画スリムシティさっぽろ計画(改定版)」 (平成 26 年 3 月改定)

平成 29 年度を目標年次としたごみ量管理目標とごみ量等の実績値を、図 2-4-3 に示す。この中で、平成 29 年度のごみ量管理目標を達成した場合に、清掃工場で焼却処理するごみ量は約 41 万トンと想定している。



図 2-4-3 ごみ量管理目標とごみ量等の実績値 8)

8) 札幌市環境局環境事業部「札幌市一般廃棄物処理基本計画スリムシティさっぽろ計画(改定版)概要」 (平成26年3月改定)

(3) 事業の必要性及び計画の概要

ア 事業の必要性

前述のとおり、本市では平成 24 年度に約 44 万トンのごみを焼却処理している。 今後、一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画(改定版)」²⁾ のごみ 量管理目標を達成しても約 41 万トンのごみを焼却処理する必要がある。これを踏ま えて、駒岡清掃工場の更新が必要な理由を以下に示す。

(ア) 施設老朽化への対応

駒岡清掃工場、駒岡破砕工場は竣工から約29年が経過し、老朽化が進んでおり、 今後、計画的な維持補修を実施しても、全体的な老朽化は避けられないことから、 更新の必要がある。

(イ) 安定的な焼却処理体制の確保

41 万トンのごみを焼却処理するには、定期整備期間や故障による一時的な処理能力減少を考慮すると、発寒清掃工場、白石清掃工場の2工場では不可能であり、現在の3清掃工場体制の維持が必要である。

(ウ) 効率的な収集

札幌市内約 45,000 ヵ所のごみステーションからの収集を効率的に実施するためには、現在のバランスのとれた3清掃工場の配置が望ましい。

2) 札幌市環境局環境事業部「札幌市一般廃棄物処理基本計画スリムシティさっぽろ計画(改定版)」 (平成 26 年 3 月改定)

イ 計画の概要

(ア) 事業規模 (焼却能力) について

新清掃工場が稼働する予定の平成36年度に焼却処理しなければならない焼却ごみ量は410,900トンと試算され、これを安定的に処理するためには、焼却可能日数(243日)、季節変動率(季節によるごみ量の変化)を考慮した3清掃工場合計の日平均必要焼却能力は、1,880トン/日と試算される。

・日平均必要焼却能力: 410,900トン÷243日×1.113(季節変動率)≒1,880トン/日

新駒岡清掃工場の処理能力を現駒岡清掃工場と同等の600トン/日で試算した場合、市内3清掃工場の定格処理能力合計は2,100トン/日であるが、平成36年度には発寒清掃工場、白石清掃工場は老朽化により現在よりも処理能力は低下する。

この老朽化を考慮した実焼却能力は1,920 トン/日であることから、必要焼却能力を確保出来る。

また、破砕処理機能や資源化処理機能を有した併設施設の建設を行う予定であり、事業規模等については、今後策定する駒岡清掃工場更新基本計画にて検討する。

以上を整理し、新駒岡清掃工場の規模については、表2-4-3 にまとめる内容を基本として計画を進める。

施設名称施設規模等清掃工場(ごみ焼却施設)600 t /日併設施設(破砕、資源化)基本計画にて検討計量棟別棟を基本
(計量機は搬入用2基、搬出用1基を想定)

表 2-4-3 新駒岡清掃工場の規模

(イ) 事業候補地の複数案の考え方

複数案の設定に際して、前述した事業規模を踏まえ、事業実現が可能な面積を 有する用地を抽出し、事業候補地を選定した。

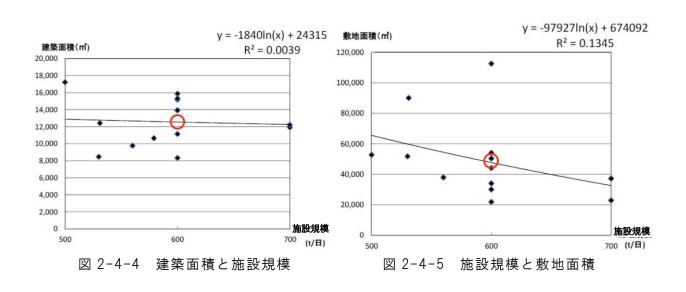
また、「ア 事業の必要性(p. 2-11)」で述べたとおり、札幌市における廃棄物処理を今後も安定的かつ効率的に実施するためには、本事業の実施が必要であり、ゼロオプションについては、検討しない。

a 必要建築面積、敷地面積

建築面積及び敷地面積は、全国の焼却施設に係る統計⁹⁾から、施設規模 500~700 t/日のストーカ式焼却炉について整理した。

施設規模と建築面積の関係を図 2-4-4 に、また、施設規模と敷地面積の関係を図 2-4-5 に示す。

施設規模 600 t /日の建築面積は約 $12,500 \text{ m}^2$ 程度、敷地面積は約 $50,000 \text{ m}^2$ 程度と考えられる。



9) 公益財団法人廃棄物研究財団「ごみ焼却施設台帳【全連続燃焼方式編】平成 21 年度版」 (平成 23 年 3 月)

b 候補地抽出

札幌市では、先の図 2-4-1 のとおり、北西に発寒清掃工場、北東に白石清掃工場、南に駒岡清掃工場を有し、札幌市全域のごみを収集し処理する上でバランスのとれた施設配置となっている。また、事業用地は安定した処理体制や効率的収集体制の維持のため、既存施設の周辺であることを前提とする。

現工場の周辺に存在する約 5ha 以上の 3 用地を事業候補地として事業実現の可能性について検討を行った。

抽出した事業候補地は、図 2-4-6 に示す 3 箇所である。

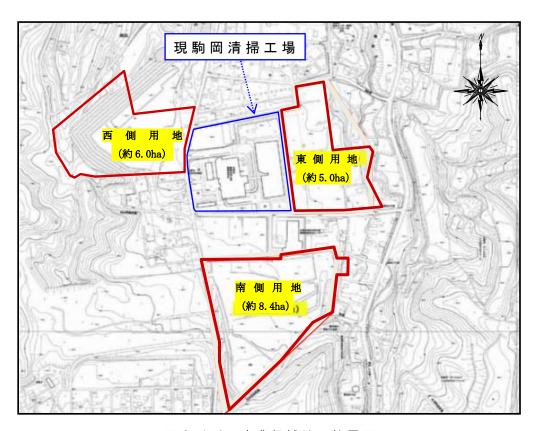


図 2-4-6 事業候補地の位置図

(ウ) 候補地の選定

a 西側用地及び東側用地の検討

現清掃工場の南側用地については緩やかな傾斜地であり、新工場建設に利用可能な面積を十分に確保出来る。

西側用地及び東側用地については、崖地が含まれる地形であり、新工場建設に 利用可能な面積が用地全体面積よりも少ないことから、施設配置の実現可能性の 検討を行った。

検討に用いた施設の配置要素を、表 2-4-4 に示す。

表 2-4-4 新駒岡清掃工場の施設の配置要素の面積等

施設の配置要素	面積等
焼却施設	600t/日(縦100m×横125m)、面積:12,500m²
併設施設(破砕、資源化)	縦70m×幅100m、面積:7,000m²
管理棟	縦20m×幅50m、面積:1,000m²
計量棟	計量所:縦20m×幅9m、1箇所、面積:180m ² 計量機:縦20m×幅5m、計量機は3基
屋外開閉所	900m²
調整池	敷地面積の約1/10の容積を目安に設定
緩衝帯	敷地境界から10m
駐車場	焼却施設・併設施設(破砕、資源化)各乗用車70台程度 一般・見学者用:乗用車30台程度、大型バス4台
周回道路	一方通行 幅員15m 対面通行 幅員15m

b 西側用地及び東側用地の配置検討結果

西側用地及び東側用地において想定される施設配置計画を図 2-4-7 及び図 2-4-8 に示し、また、配置検討結果を表 2-4-5 に示す。

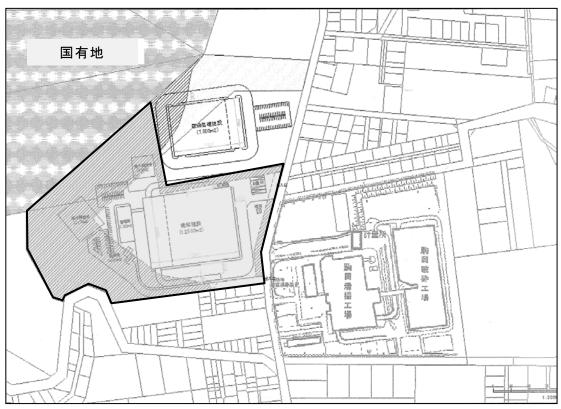


図 2-4-7 西側用地の施設配置計画

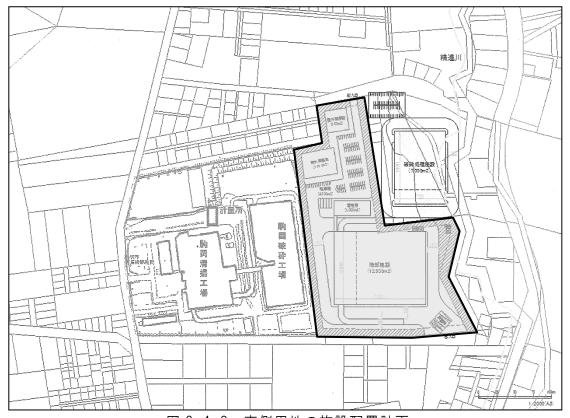


図 2-4-8 東側用地の施設配置計画

表 2-4-5 西側用地及び東側用地における施設配置検討結果

候補地の位置 検討項目		西側用地	東側用地	
	面積	約6.0ha	約5.0ha	
1	面積、施設配置 の自由度	・利用可能面積は最も狭い ・施設配置が不可能(面積不足) ・施設配置は一部不可能(不足)		
2	地形	・西側に高低差約 30mの法面 (上部は自然林)あり ・西側に国有地あり ・法面造成工事はアンカーが隣地に影響を及ぼす可能性大 ・造成面積は限定的		
3	破砕処理施設の 併設と既存施設 との連携	・破砕処理施設の併設不可能 ・付帯施設との連携は困難		
4	場内動線	・収集車と一般車の動線の分離が困難 (分離すると緩衝帯が確保不可能) ・車両通行の安全性への懸念 ・待車スペースの確保が困難		
5	緑地	・緑地が確保できない		
6	緩衝帯の確保	・緩衝帯の確保が一部不可能		
7	雨水調整池の 配置	・下流側の配置が困難 ・下流側に設置が可能 (上流側は可能)		
8	定期整備・ 大規模修繕等の スペース確保	・必要なメンテナンススペースの (定期整備・大規模修繕等に係ん スペース、資材置き場等)	D確保が困難 る作業スペース、現場事務所設置	

c 候補地選考

西側用地及び東側用地への施設配置案を検討したが、面積の不足により、焼却施設のみであっても必要な施設要素の配置が困難であった。

南側用地については、前述のとおり、利用可能面積も十分にあり、施設配置が可能な条件を満たしていること、この用地以外に現清掃工場周辺では建設が可能な面積を有する用地が存在しないことから、南側用地を事業候補地として、配置、構造の複数案を検討する。

ウ 複数案の設定と施設配置計画

(ア) 複数案の設定の前提条件

南側用地における施設配置の複数案検討に当たり、前提条件を以下に示す。

- ・表 2-4-4 に示した施設の配置要素を確保する。
- ・搬出入車両の出入口は、待車スペースの確保と住宅地周辺の車両通行量を考慮 し、用地の北側とする。
- ・ごみ関連車両の動線は一筆書きとし、動線の交差、交錯は可能な限り排除する。
- ・大規模修繕、定期整備等を踏まえたメンテナンススペースの確保を考慮する。
- 敷地南側に緑地を確保する。

(イ) 複数案の設定と施設配置計画

南側用地は、南北にかけての緩やかな傾斜地であるが、面積約8.4haを有しており、必要な施設要素の配置が可能である。

南側用地における施設の配置を検討し、複数案としてA案、B案の2案を設定した。

A 案、B 案の施設配置計画を、図 2-4-9 及び図 2-4-10 にそれぞれ示す。

A案は、焼却施設及び併設施設(破砕、資源化)を敷地内北側に配置し、一般車・来場者出入口、駐車場を敷地中央~南側に配置、南側にある程度の緑地を設けている。

B案は、焼却施設を敷地内中央~南側に配置し、一般車・来場者出入口、駐車場を敷地北側に配置している。

これら配置案は、車両動線の効率性と安全性を踏まえて、敷地内に収まる施設 配置案として2つの案を設定した。駒岡清掃工場更新基本構想及び基本計画は、 現在策定中であるが、実際の施設配置計画についても、この2つの案の環境影響 評価の結果を十分考慮し計画することとする。

また、煙突からの排出ガス等の環境影響を評価する際には、現駒岡清掃工場の煙突高さ100mに加えて、他都市でも検討の実績がある130mの煙突高さについて、複数案として検討する。

南側用地における施設配置検討結果を、表 2-4-6 に示す。

検討結果から、南側用地に施設を配置することが可能であると判断した。また、 安全面や運用面でも効果的である。



図 2-4-9 南側用地の A 案の施設配置計画

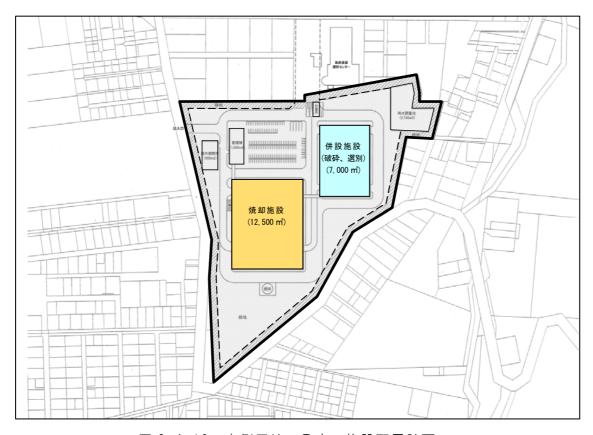


図 2-4-10 南側用地のB案の施設配置計画

	衣 2-4-0	角側用地にありる他故能直検的結果
検言	候補地の位置 対項目	南側用地
	面積	約8.4ha
1	面積、施設配置の自	・面積が最も広い
	由度	・施設配置の自由度有
2	地形	・南から北側に掛けて緩やかな傾斜 ・大規模造成工事不要
3	破砕処理施設の併設 と既存施設との連携	・破砕処理施設の併設が可能 ・資源選別センターへの電力・余熱供給の連携の可能性 あり
4	場内動線	・収集車と一般車の動線分離が可能 ・車両通行安全性への配慮が可能 ・待車スペースの確保が可能
5	緑地	・緑地の確保が可能
6	緩衝帯の確保	・緩衝帯の確保が可能
7	雨水調整池の配置	・下流側に設置が可能
0	古	・必要なスペースの確保が可能

表 2-4-6 南側用地における施設配置検討結果

工 余熱利用計画

現在の駒岡清掃工場では、ごみを焼却した際に発生する大量の熱エネルギーをボイラーで吸収し、その余熱を利用して発電し、工場内で使用するほか、余った電力を売却している。また、冷暖房、ロードヒーティング等に利用するため工場の内外へ余熱を供給している。

所設置スペース、資材置き場等)

(定期整備・大規模修繕等に係る作業スペース、現場事務

平成25年度の発電等実績を以下に示す。

(ア) 発電量:年間 21,989,420kWh (イ) 売電量:年間 7,958,305kWh

定期整備・大規模修

繕等のスペース確保

(ウ) 場外余熱供給量:年間 58,581GJ

駒岡清掃工場における場外余熱供給量の実績を表 2-4-7 に示す。

駒岡清掃工場の場外余熱利用先は、北海道地域暖房(株)及び保養センター駒岡である。北海道地域暖房(株)では、真駒内地区の家庭約1,750戸の暖房・給湯、商業施設等の冷暖房・給湯用として利用し、また、保養センター駒岡では、館内の冷暖房・給湯及びロードヒーティングに利用している。

地域熱供給を行う清掃工場は、全国で5例しかなく、駒岡清掃工場は国内でも先駆的かつ重要な存在である。参考として、全国の地域熱供給を行う焼却施設を表2-4-8に示す。

駒岡清掃工場における余熱供給エリアの概略図を、図 2-4-11 に示す。

駒岡清掃工場更新時には、エネルギーセンターとしての機能の充実を図るため、 高効率な熱回収システムの導入を予定しており、夏場の発電量を現在の約2倍、冬 場の場外余熱供給量を現在の約3倍に強化することを検討している。

表2-4-7 場外余熱供給量の実績

年 度	場外余熱供給量(蒸気) (t/年)		
平成20年度	25,802 (60,808GJ)		
平成21年度	25,320 (59,762GJ)		
平成22年度	23,465 (55,300GJ)		
平成23年度	22,023 (51,921GJ)		
平成24年度	21,390 (50,455GJ)		
平成25年度	24,857 (58,581GJ)		

注:表中(GJ)は熱量換算値を示す。

表2-4-8 全国の地域熱供給を行う焼却施設10)

	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	工場名(自治体等)			
駒 岡 清 掃 工 場	(札幌市)			
印 西	(千葉県印西地区環境整備事業組合)			
光が丘清掃工場	(東京二十三区一部組合)			
品川清掃工場	(東京二十三区一部組合)			
有明清掃工場	(東京二十三区一部組合)			



図 2-4-11 駒岡清掃工場による現在の熱供給エリア 11)

- 10) 一般社団法人日本熱供給事業協会「地域熱供給導入事例」
- 11) 北海道地域暖房株式会社「会社案内」(平成23年3月)

オ 公害防止計画 (ア)排出口排出基準(大気汚染防止法に基づく排出基準)、(イ)悪臭防止規制(悪臭防止法に基づく規制基準)、 (ウ)市街地同等の騒音規制法及び振動規制法の規制基準(自主基準)、(エ)施設排水(下水道法の規制基準)、 カ 緑化計画

才 公害防止計画

現在の駒岡清掃工場には、「駒岡清掃工場維持管理計画書」¹²⁾ があり、排ガス等の管理基準値を設け、公害防止に努めるように管理している。

(ア) 排出口排出基準値 (大気汚染防止法に基づく排出基準)

a ばいじん量 : 0.08g/m³N以下

b 硫黄酸化物 : K=4.0*1

c 窒素酸化物 : 250cm³N/m³N 以下^{*}²

d 塩化水素 : 700mg/m³N 以下

e ダイオキシン: 1 ng-TEQ/m³N 以下^{※3}

(イ) 悪臭防止規制 (悪臭防止法に基づく規制基準)

a 悪臭:敷地境界における臭気指数 10 以下

(ウ) 市街地同等の騒音規制法及び振動規制法の規制基準(自主基準)

a 騒音:第2種区域適用(住居の用に供されているため静穏保持を必要)

b 振動:第1種区域適用(住居の用に供されているため静穏保持を必要)

(エ) 施設排水(下水道法の規制基準)

a 排水:公共下水道に放流し、水質は下水道排除基準以下とする (放流水質は月1回検査)

カ 緑化計画

本事業は、「都市計画法第 11 条第 3 項」に規定する都市施設に該当することから、「札幌市緑の保全と創出に関する条例第 12 条第 3 項」¹³⁾ における規定により、緑化率の制限は受けないが、今後、駒岡清掃工場更新基本計画を策定する中で可能な限り緑化率を上げる事を検討する。

- 12) 札幌市環境局環境事業部ホームページ「駒岡清掃工場維持管理計画書」
- 13) 札幌市「札幌市緑の保全と創出に関する条例」(平成13年3月条例第6号)

※1 K値規制

大気汚染防止法において煙突の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を定める規制方式 (第3条第2項第一号)のことで、同法施行規則はその許容限度を、q=K×10⁻³He²として いる(施行規則第3条第1項)。(Heは有効煙突高)

% 2 m³N

0°C、1気圧の状態に換算した気体の体積のことである。なお、気体は温度や圧力によって体積が変化するため、基準となる一定条件下の体積で示す必要がある。

※3 TEQ

ダイオキシン類には色々な種類の異性体が存在し、その毒性は異性体ごとに異なる。TEQ (毒性当量)とは、これらの異性体の中で最強の毒性を有する 2,3,7,8-TCDD の量に換算して表示する単位のことである。

キ 廃棄物処理計画

(ア) 焼却残さ

焼却施設から発生する焼却灰、飛灰処理物の基準は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」に基づき規定されており、新施設においてもこれを順守することとする。

(イ) 飛灰処理物の基準

焼却施設から発生する飛灰は、環境大臣の定める方法により適正に処理した後、 最終処分場に埋立処分するものとし、表 2-4-9(1)に示す基準とする。

また、飛灰処理物中のダイオキシン類の基準は、ダイオキシン類対策特別措置 法上の特別管理一般廃棄物に該当しない条件とし、表 2-4-9(2)に示す値とする。

項目溶出基準アルキル水銀化合物検出されないこと水銀0.005mg/L以下カドミウム0.3mg/L以下鉛0.3mg/L以下六価クロム1.5mg/L以下砒素0.3mg/L以下セレン0.3mg/L以下

表2-4-9(1) 飛灰等の処理物の溶出基準

表2-4-9(2) 飛灰等の処理物中のダイオキシン類の含有量基準

項目	含有量基準	
飛灰処理物中の ダイオキシン類含有量	3ng-TEQ/g以下	

注:ダイオキシン類には色々な種類の異性体が存在し、その毒性は異性体ごとに異なる。TEQ (毒性当量)とは、これらの異性体の中で最強の毒性を有する 2,3,7,8-TCDD の量に換算して表示する単位のことである。

ク 収集運搬車両等の種類に関する計画

各収集運搬車両の種類等の計画を以下に示す。また、搬出入車両の台数は現駒岡清掃工場、現駒岡破砕工場の実績と同程度と計画している。平成25年度の搬出入車両台数を表2-4-10に示す。

(ア) 清掃工場 (焼却施設) への搬出入車両 (可燃ごみ)

- ・家庭系収集 市収集車 8m³パッカー車及びプレス車(最大4t)
- ・事業系直接搬入許可業者 8m³ パッカー車及びプレス車(最大4t)

自己搬入 最大4t 平ボディ車程度 地域清掃 最大4t 平ボディ車程度

・焼却灰,飛灰処理物搬出 20t ダンプ車

(イ) 併設施設(破砕、資源化)への搬出入車両(不燃ごみ、大型ごみ)

·家庭系収集

不燃ごみ 市収集車 $8m^3$ パッカー車及びプレス車 (最大4t) 大型ごみ 市収集車 $8m^3$ プレス車及び平ボディ車 (最大4t)

·事業系直接搬入

不燃ごみ 許可業者 8m³パッカー車及びプレス車(最大4t)

不燃ごみ 自己搬入 最大10t 平ボディ車程度

不燃ごみ 地域清掃 最大10t 平ボディ車程度

大型ごみ 許可業者 8m³プレス車及び平ボディ車(最大4t)

大型ごみ 自己搬入 最大10t 平ボディ車程度

大型ごみ 地域清掃 最大10t 平ボディ車程度

- ・破砕残さ搬出 最大20t ダンプ車程度
- ・回 収 鉄 搬 出 最大10t ダンプ車程度
- ・回収アルミ搬出 最大10t ダンプ車程度
- ·処理不適物等搬出 最大10t ダンプ車程度
- ※資源化に係る搬出入車両については、施設計画が未決定のため基本計画で別途検討

(ウ) その他

- ・メンテナンス車 最大10t 平ボディ車
- ·薬品,燃料搬入車 最大10t 平ボディ車(薬品)

最大20 k L タンクローリー (燃料)

・来場者 職員通勤車 乗用車(最大ワゴン車程度)

施設見学車 乗用車、大型バス、自転車

表 2-4-10 駒岡清掃工場及び駒岡破砕工場の搬出入車両台数 (平成 25 年度合計搬出入車両台数の最大日統計)

(単位:台/日)

			(十位・日/日/
区分	時期	搬出入車両台数	
运 分	时别	清掃工場	破砕工場
計画搬出入車両	通常期	247	33
(パッカー車)	繁忙期	181	13
許可収集	通年	22	1
自己搬出入車両	通常期	33	146
(自家用車)	繁忙期	33	331
A =1	通常期	302	180
合計	繁忙期	236	345

[※]資源化に係る搬出入車両については、施設計画が未決定のため基本計画で 別途検討。

ケ 排水計画

施設排水は、既にオ 公害防止計画の欄に記載のとおり、公共下水道に接続して放流することから、周辺の公共用水域(河川)に放流することはない。

水質は、pH 調整、有機汚濁物質除去等により、下水道排除基準以下に処理してから放流する計画である。

コ 既存施設と計画する新工場との比較

既存施設と計画する新工場との比較を表 2-4-11 に示す。

新工場の施設規模は既存施設と同規模の 600 t/日と計画しているが、炉型式等の設備内容は今後策定する駒岡清掃工場更新基本計画にて決定する。

衣とサー 以行他設と計画する利工物との比較		
項目	現駒岡清掃工場	新駒岡清掃工場
施設規模	600 t /日	600 t /日
炉型式	全 連 続 運 転 2 炉 火格子(ストーカ)式	基本計画で決定
排水方式	下水道接続	下水道接続
発電可能量	4,960kW (2,480kW×2基)	基本計画で決定
発電効率	約6%	基本計画で決定
計量装置	トラックスケールロードセル方式	基本計画で決定
ごみ供給設備	ピットアンドクレーン方式	基本計画で決定
ガス冷却設備	自然循環式ボイラ	基本計画で決定
除塵設備	バグフィルタ	基本計画で決定
場外余熱供給	北海道地域暖房㈱ 保養センター駒岡	同左
敷地面積	59,500 m²	南側候補地 約8.4ha

表 2-4-11 既存施設と計画する新工場との比較

(4) 事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を、表 2-4-12 に示す。

表 2-4-12 環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

環境要素	環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
大気汚染物質	焼却炉は全連続稼働炉を採用し、常時安定した燃焼条件によりダイオキ
	シン類等の有害物質の発生を極力防止する。
	煙突は、排ガスの影響に係るシミュレーション結果を参考に、周辺環境
	に配慮した高さと位置の設定に努める。
	施設稼働に伴い排出される大気汚染物質については、保全目標を設定し
	関係法令の基準値を順守する。
騒音及び振動 悪臭 水質	設備機器は最新の消音及び防振対策された機種を選定し、できる限り建
	物内に格納するほか、強固な基礎の上に設置する。
	異常音や振動について敷地内の管理目標を順守することで、周辺環境へ
	の影響を回避・低減する。 ピットは負圧管理し、臭気が建物外部に漏れないよう管理する。
	こりとは負圧官理し、吴丸が建物が前に瀕れないより官理する。 焼却炉は800℃以上の高温で燃焼し、有害物質や悪臭物質が煙突排ガス
	焼却炉は8000と以上の高温と燃焼し、有害物質や恋美物質が煙失排ガス
	供用後の排水は、既存施設と同様、pH調整、有機汚濁物質除去等による
	場内処理後、下水道に接続し河川等に放流しない。
植物	事業実施想定区域では、可能な限り既存草地や緑地を保全し、困難な場
	合にも在来種を利用した緑地帯を多く確保する等、周辺との連続性や周辺
	環境の保全に努める。
	事業実施想定区域内の樹林地等は、可能な限り既存草地や緑地を保全し、
	周辺の緑との連続性を確保することで、動物の生息の場としての機能の存
動物	続に配慮する。
	駒岡小学校付近で生息する動物に留意し、敷地南側に緑地を確保するこ
	とで、生息環境の維持・保全に努める。
	可能な限り既存の樹林を保全し、植栽する場合は周辺状況を踏まえた在
	来種の選定を行うなど、周辺の樹林地との連続性にも留意した緑地整備に
生態系	努める。
	道路や建物等により既存の生物ネットワークが分断される部分は、生物
	の移動に配慮した並木、生垣植栽等の設置を行う。
景観	事業実施想定区域内の樹林地等は、周辺の緑との連続性の確保、周辺か
	らの眺望に配慮するとともに、その後の緑の維持管理等を含めて、緑地の
	保全方針を検討する。
	景観影響を緩和するため、敷地内の高木を残すことや、修景緑化には周
	辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽する等の対策を検討する。
	建築物は、建物高さの抑制、色彩や意匠などの周辺との調和、周辺から
	の眺望に配慮した緑地の配置等、景観に配慮した立地となるよう地区計画
	等で誘導する。
人と自然との触れ 合いの活動の場	事業実施想定区域内の樹林地等は、周辺の緑との連続性の確保、動植物の生育・生息の場としての機能の存続に配慮する。
	の生育・生息の場としての機能の存続に配慮する。 人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスについて、工事車両等の
	人と自然との触れらいの治動の場へのデクセスについて、工事単画寺の 影響を考慮する。
	影音で考慮する。 眺望影響を緩和するため、改変区域の抑制に努め、修景緑化には周辺に
	生育する種の選定を検討する。
温室効果ガス	高効率発電等エネルギーを効率的に利用する設備の導入を行い、温室効
	果ガスの発生を抑制する。